

①電話で「栄養機能食品の試供品を送る」と勧誘を受け、断ったのに代金の振込用紙が同封された商品が届いた。

(70歳代女性)

②遠方に住む一人暮らしの母から「注文していないのに突然カニが届いたが、代金引換で仕方なく支払った」との相談があった。返品させたい。

(50歳代男性)

健康食品やカニなどの食料品、高額な書籍など注文した覚えのない商品が一方的に送られてきて、受け取ると代金を請求される「送り付け商法(ネガティブ・オプション)」の相談が多数寄せられています。

これまでは、商品が送られてきてから14日間、商品の引き取りを販売業者に請求した場合はその日から7日間、商品を保管した後、処分してもよいことになっていました。

しかし、今年の特典商取引に関する法律の改正により、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送り付けられた商品に関しては直ちに処分することができるようになりました。

ただ、心当たりがなくても必ずしも「送り付け商法」とは限りません。自分以外の家族が注文していたり、親戚や知人からの贈り物という可能性もあります。処分する前に周りの人によく確認することも大切です。

一方的に送り付けられた身に覚えのない商品を受け取ったとしても、売買契約は成立しないので業者に代金を支払う必要はありません。仮に商品を開封したり処分しても業者からの金銭の請求に応じる必要はありません。代金を支払ってしまっても、返金の請求はできますが、交渉が困難になる場合があるので支払わないようにしてください。

誰が注文したか分からない物はまずは確認が取れるまで「受け取り保留」にしましょう。配送物は配送業者に保管されます。誰も注文していないことが分かった場合、「受け取り拒否」をすれば配達物は配送業者から送り主に返送されます。

代金を支払ってしまった場合や、不安な場合は最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。